

船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(令和2年5月15日付け老発0515第1号厚生労働省老健局長通知)及び介護保険事業費補助金(令和2年度補正予算分)交付要綱(令和2年6月12日付け厚生労働省発老0612第1号厚生労働事務次官通知)に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年船橋市規則第50号)及びこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)とする。

2 この要綱において「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る。)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)とする。

3 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業

所及び居宅療養管理指導事業所とする。

- 4 この要綱において「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とする。
- 5 この要綱において「介護サービス事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所とする。
- 6 この要綱において「介護サービス事業所等」とは、介護サービス事業所及び介護施設等とする。

（補助対象者）

第4条 この要綱に基づく補助金を受けることができる者は、令和2年1月15日以降に次に掲げる事業を実施した市内の介護サービス事業所等を運営する事業者をいう。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

以下のアからオのいずれかに該当するもの。（福祉用具貸与事業所を除く。）

ア 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所

イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）

ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等

エ ア又はイのうち、通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

オ ア又はイ以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

介護サービス事業所等が、利用者の必要な介護サービスを確保する観点か

ら、当該事業所等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行う。

ア 第1号のア又はイの介護サービス事業所等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所等

(補助基準額及び補助対象経費)

第5条 補助基準額及び補助対象経費は、別表1のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第6条 補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を比較していずれか少ない方の額に10分の10を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、市が指定する申請期間中に、市長に提出しなければならない。

- (1) 船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金申請書(第1号様式)
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3) 取組内容がわかる書類
- (4) 申請額の内訳がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適正であるか審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(交付決定通知)

第9条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容を船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付可否決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により交付決定通知を受けた申請者は、船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金請求書(第4号様式)により、市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(消費税仕入控除税額の報告)

第12条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）により補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行し、令和2年1月15日から適用する。

補助基準額(単位:円 1事業所又は1定員当たり)				(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業				(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業							
助成対象				令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等(17を除く) ア 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所(19及び20の通いサービス又は宿泊サービス、26の短期利用認知症対応型共同生活介護を含む) イ 利用者又は職員に感染者が発生した事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所(19及び20の訪問サービスを含む)、短期入所系サービス事業所(19及び20の宿泊サービスを含む)、入所施設・居住系サービス事業所				エ ア〜ウ以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(※2) オ ア又はイ以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(※2)				令和2年1月15日以降に、 ・市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 ・利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ・感染症拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所 上記のいずれかに該当した事業所・施設等の ①利用者の受け入れを行った事業所・施設等 ②職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った事業所・施設等(※3)			
事業所・施設等の種別(※1)				各サービス共通				各サービス共通							
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	537,000	/事業所	左記に加えて、 537,000	/事業所	537,000	/事業所	268,000	/事業所				
	2		大規模型(Ⅰ)	684,000	/事業所	左記に加えて、 684,000	/事業所	684,000	/事業所	342,000	/事業所				
	3		大規模型(Ⅱ)	889,000	/事業所	左記に加えて、 889,000	/事業所	889,000	/事業所	445,000	/事業所				
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231,000	/事業所	左記に加えて、 231,000	/事業所	231,000	/事業所	115,000	/事業所				
	5	認知症対応型通所介護事業所		226,000	/事業所	左記に加えて、 226,000	/事業所	226,000	/事業所	113,000	/事業所				
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564,000	/事業所	左記に加えて、 564,000	/事業所	564,000	/事業所	282,000	/事業所				
	7		大規模型(Ⅰ)	710,000	/事業所	左記に加えて、 710,000	/事業所	710,000	/事業所	355,000	/事業所				
	8		大規模型(Ⅱ)	1,133,000	/事業所	左記に加えて、 1,133,000	/事業所	1,133,000	/事業所	567,000	/事業所				
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27,000	/定員				13,000	/定員					
訪問系	10	訪問介護事業所		320,000	/事業所				160,000	/事業所					
	11	訪問入浴介護事業所		339,000	/事業所				169,000	/事業所					
	12	訪問看護事業所		311,000	/事業所				156,000	/事業所					
	13	訪問リハビリテーション事業所		137,000	/事業所				68,000	/事業所					
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508,000	/事業所				254,000	/事業所					
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204,000	/事業所				102,000	/事業所					
	16	居宅介護支援事業所		148,000	/事業所				74,000	/事業所					
	17	福祉用具貸与事業所							282,000	/事業所					
多機能型	18	居宅療養管理指導事業所		33,000	/事業所				16,000	/事業所					
	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475,000	/事業所				237,000	/事業所					
入所施設・居住系	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638,000	/事業所				319,000	/事業所					
	21	介護老人福祉施設		38,000	/定員				19,000	/定員					
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40,000	/定員				20,000	/定員					
	23	介護老人保健施設		38,000	/定員				19,000	/定員					
	24	介護医療院		48,000	/定員				24,000	/定員					
	25	介護療養型医療施設		43,000	/定員				21,000	/定員					
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36,000	/定員				18,000	/定員					
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37,000	/定員				19,000	/定員					
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35,000	/定員				18,000	/定員					
	補助対象経費(※4)				【事業所・施設等のサービス継続に必要な費用】 ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用 イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用 ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用 オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用等 【通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用】 カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入又はリース費用等 キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等(通信費用は除く) 【通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用】 ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等 ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用				【通所系サービス事業所による訪問サービス実施に係る費用】 コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当 サ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金 シ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用等 ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用 セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用				【利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用】 ア 追加に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用 【職員の応援派遣に係る費用】 ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)		
その他				・事業所・施設ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり1回まで補助することができる。 ・1事業所・施設に(1)と(2)両方を補助することができる。 *なお、特別な事情により補助基準額を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、補助基準額を上乗せすることができる。											

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。

※2 (1)エ及びオは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※3の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。

※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであり、通常の介護サービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とします。

事業所・施設別個票(別紙2)

事業所・施設 の 状 況	フリガナ				介護保険事業所番号
	事業所・施設の名称				
	提供サービス		定員		人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)			※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記載
	連絡先	電話番号		E-mail	
管理者の氏名					
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 介護サービス事業所等との連携支援事業 → 2を記載				

1. 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	基準単価	千円	所要額	千円
------------------------------------	------	----	-----	----

助成対象の区分	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※別紙の①の額の千円未満切り捨て
<input type="checkbox"/> ① 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 <input type="checkbox"/> ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等(職員に複数の濃厚接触者が発生し場合を含む) <input type="checkbox"/> ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等 <input type="checkbox"/> ④ ①～③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所		
取組内容 ※該当する取組をチェックすること		
(1) 介護サービス事業所等のサービス継続に必要な取組【共通】		
<input type="checkbox"/> 事業所・施設等の消毒・清掃の実施 (<input type="checkbox"/> 自施設や自法人の職員で実施 <input type="checkbox"/> 外部委託により実施 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> マスク、手袋、体温計等、衛生用品の購入 <input type="checkbox"/> 事業継続に必要な人材確保の実施 (<input type="checkbox"/> 自法人職員による対応(時間外等) <input type="checkbox"/> 人材派遣等の活用 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 連携先事業所への協力依頼 (連携先への依頼内容) <input type="checkbox"/> 送迎を少人数で実施するための車両等の確保		
(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る取組【通所系】		
<input type="checkbox"/> 利用者の安否確認のための訪問 <input type="checkbox"/> 安否確認のためのタブレット等の活用		
(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所による事業所外の代替の場所におけるサービス実施に係る取組【通所・短期入所系】		
<input type="checkbox"/> 代替場所におけるサービス提供 <input type="checkbox"/> 代替場所への利用者の送迎		
(4) 通所系サービス事業所による訪問サービスの実施【通所系】		
<input type="checkbox"/> 訪問実施に必要な人材確保の実施 (<input type="checkbox"/> 自法人職員による対応(時間外等) <input type="checkbox"/> 人材派遣等の活用 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 訪問介護員等による同行訪問 <input type="checkbox"/> 訪問実施に必要な車両等の確保 <input type="checkbox"/> マスク等の衛生用品の購入		
(5) その他【共通】 ※(1)～(4)の他、サービス継続支援に資する取組がある場合には記載すること。		

2. 介護サービス事業所等との連携支援事業	基準単価	千円	所要額	千円
------------------------------	------	----	-----	----

助成対象の区分	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※別紙の②の額の千円未満切り捨て
<input type="checkbox"/> ① 実施要綱の(1)の①又は②の介護サービス事業所・介護施設等の連携先の介護サービス事業所・施設等 <input type="checkbox"/> ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所の連携先の介護サービス事業所・施設等		
取組内容 ※該当する取組をチェックすること		
(1) 利用者受入に係る連絡調整、職員確保【共通】		
<input type="checkbox"/> 追加で必要となる人材確保の実施 (<input type="checkbox"/> 自法人職員による対応(時間外等) <input type="checkbox"/> 人材派遣等の活用 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 利用者の引き継ぎに係る連絡調整		
(2) 職員の応援派遣【共通】		
<input type="checkbox"/> 職員の応援派遣の実施 派遣先事業所名()		
(3) その他【共通】 ※(1)及び(2)の他、連携支援に資する取組がある場合には記載すること。		

(別紙)積算内訳

1. 介護サービス事業所におけるサービス継続支援事業

取組内容	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
合計①		0	

2. 介護サービス事業所等との連携支援事業

事業区分	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
合計②		0	

(参考)事業ごとの対象経費と費目の例

事業ごとに対象となる取組や経費(【 】内は費目)を例示したものであり、積算内訳の作成にあたり参考とすること。
 下記はあくまで記載例であり、対象となる取組や費用を制限するものではなく、実施要綱に基づき、実際に生じた費用について記入すること。

1. 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

(1) 介護サービス事業所等のサービス継続に必要な取組		(対象経費の例)
ア	事業所・施設等の消毒・清掃の費用	消毒液等の消耗品の購入【需用費】、消毒業者への委託【委託費】
イ	マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用	衛生用品、その他消耗品の購入【需用費】
ウ	事業継続に必要な人員確保のための費用	新たに採用した臨時職員への賃金【賃金】、職員への割増賃金の支給【給与】、職員への時間外や休日手当等の諸手当の支給【職員諸手当等】、職員への給与の上乗せ等に伴う社会保険料の増加分【共済費】、人材派遣業者や職業紹介業者への手数料、損害賠償保険への加入【役務費】
エ	連携先事業所等への利用者の引き継ぎ等で生じる費用	引き継ぎ時の連携先事業所への交通費【旅費】、引継書類の印刷費【需用費】
オ	送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる費用	送迎車のリース【賃借料】、送迎車の燃料費【需用費】
(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る取組		
カ	通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うための費用	訪問する職員への交通費【旅費】、訪問用の自転車の購入【備品購入費】
キ	ICTを活用して、通所しない利用者の安否確認を行うための費用	ICT機器の購入【備品購入費】、ICT機器のリース【賃借料】
(3) 通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所による事業所外の代替の場所におけるサービス提供		
ク	代替の場所におけるサービス提供を行うための費用	代替場所の賃料【賃借料】、代替場所で使用する消耗品の購入【需用費】
ケ	職員の交通費、利用者の送迎に係る費用	代替場所への送迎のための臨時職員の賃金【賃金】、職員の交通費【旅費】
(4) 通所系サービス事業所による訪問サービスの実施		
コ	訪問サービス実施に必要な人員確保のための費用	(上記ウに準ずる)
サ	訪問介護事業所の訪問介護員等による同行指導に係る費用	連携先事業所から派遣された訪問介護員への謝金【報償費】
シ	通所しない利用者宅を訪問してサービス提供を行うための費用	(上記カに準ずる)
ス	訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用	損害賠償保険への加入【役務費】
セ	マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用	(上記イに準ずる)

2. 介護サービス事業所等との連携支援事業

(1) 利用者受入に係る連絡調整、職員確保		(対象経費の例)
ア	追加に必要な人員確保のための費用	(上記1(1)ウに準ずる)
イ	利用者の引き継ぎ等で生じる費用	(上記1(1)エに準ずる)
(2) 職員の応援派遣		
ウ	職員を応援派遣するために必要な費用	(上記1(1)ウに準ずる)

(第2号様式)

誓約書

補助金の交付申請にあたり、本申請の対象となるかかり増し経費について、本申請において申告するものの他、いかなる補助（本事業による補助を含む）も受けておらず、また受ける予定でないことを誓います。

また、本申請に偽り又は不正な手段等がないことを誓います。

事業者名

事業者住所

代表者職・氏名

印

第3号様式

船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業費補助金交付可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けで申請のあった船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助します。

補助決定額

円

2 補助しません。

理由

第4号様式

船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業費補助金請求書

年 月 日

船橋市長 あて

事業者名
事業者住所
代表者職・氏名

印

船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサ
ービス継続支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

振込先	銀行		支店
	普通・当座	口座番号	
	ふりがな		
	名義人氏名		

第5号様式

年 月 日

船橋市長 殿

事業者名
事業者住所
代表者職・氏名



年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 付船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付決定があった分について、船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 船橋市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱第9条に基づく交付額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。